

資格		技術講習						特別教育・安全衛生教育										
		車両系 (整地)	車両系 (解体)	高所 作業車	フォーク リフト	移動式 クレーン	玉掛け	小型車両 (整地)	高所 作業車	フォーク リフト	移動式 クレーン	玉掛け	自由研削 といし	刈払い機 (草刈)	チェーン ソー	足場組立	クレーン 運転	フル ハーネス
職種	土木工事業	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
	建設工事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	造園工事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●		●
	電機通信業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	管工事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	空調設備工事業			●	●	●	●		●	●	●	●	●				●	●
	チャーター業	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●					
	林業	●	●		●	●	●		●	●	●	●		●	●		●	●
	運送業			●	●	●	●		●	●	●	●					●	●
	石材業				●	●	●	●		●	●	●	●					●
	重化学製造業			●	●	●	●		●	●	●	●	●					
	その他製造業				●	●	●			●	●	●	●					
	各種販売業				●	●	●			●	●	●					●	

職種別必要な運転操作資格等

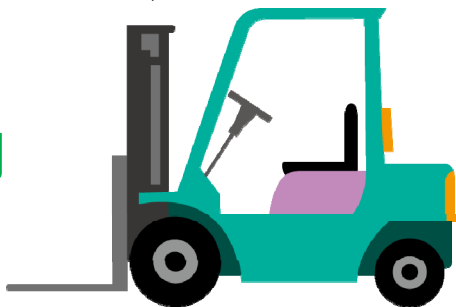


山口労働局長登録教習機関
建機教習センター

講習のご案内

2019年10月～2020年3月

※ 10月以降開催の講習は 価格変更があります。



技能講習

登録 山口労働局長

登録番号

講習内容

最新登録年月日 有効期間の満了日

(登録は5年毎に更新されます)

124号 車両系建設機械(整地等)3t以上

平成29年5月10日 平成34年5月9日

129号 高所作業車10m以上

平成30年6月16日 平成35年6月15日

130号 フォークリフト1t以上

平成30年6月16日 平成35年6月15日

138号 小型移動式クレーン1t以上5t未満

令和元年5月25日 令和6年5月24日

139号 玉掛け1t以上

令和元年5月25日 令和6年5月24日

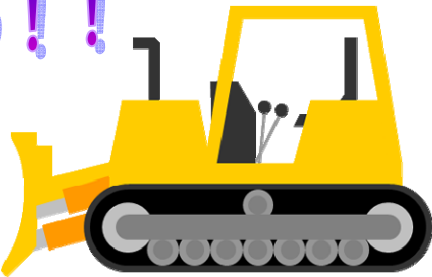
162号 車両系建設機械(解体用)3t以上

平成31年3月7日 令和6年3月6日

ご存じですか

建設機械の運転には「技能講習修了証」が必要です
車両系建設機械運転、高所作業車運転、フォークリフト運転、移動式クレーン運転、
玉掛け作業等は労働安全衛生法で定められた資格がないと業務につく事が出来ません
山口県管工事協同組合連合会建機教習センターは山口労働局長登録教習機関として
皆様の資格取得のお手伝いをしています。

資格をとろう!!



●技能講習は別途受講資格がいります

山口労働局長登録教習機関

山口県管工事協同組合連合会建機教習センター

〒759-0134 山口県宇部市大字善和 203-118

TEL (0836) 62-1192 FAX (0836) 62-0753

山口建機教習センター

検索

※2019 年 10 月 1 日からの受講料です。ご確認の上お申し込みください。

受講資格と受講料

山口県管工事協同組合連合会建機教習センター

技 能 講 習

●車両系建設機械(整地等)運転技能講習（定員 20 名） 修了証即日交付
※人材開発支援助成金（旧 建設労働者確保育成助成金）適用講習です 山口労働局長登録番号 124 号

コース		受講資格（18 歳以上の方） ○印のいずれかに該当すれば可	日数	受講料（円） （テキスト代・消費税込）
名称	時間			
第 3 部	1 4 H	○大型特殊自動車免許所持者 ○普通、準中型、中型、大型自動車免許所持者で、 車両系建設機械(整地等)特別教育修了して、 運転経験 3 ヶ月以上の方(事業主証明が必要)	2	4 1, 1 0 0
第 1 部	3 8 H	○上記の資格のない方（免除なし）	5	9 6, 8 0 0

講習開始時間 8 時 30 分

●車両系建設機械(解体用)運転技能講習（定員 10 名） 修了証即日交付
※人材開発支援助成金（旧 建設労働者確保育成助成金）適用講習です 山口労働局長登録番号 162 号

コース		受講資格（18 歳以上の方） ○印のいずれかに該当すれば可	日数	受講料（円） （テキスト代・消費税込）
名称	時間			
第 3 部	5 H	○車両系建設機械(整地等)技能講習修了者	1	2 5, 0 0 0

講習開始時間 8 時 30 分

●玉掛け技能講習（定員 20 名） 修了証即日交付
※人材開発支援助成金（旧 建設労働者確保育成助成金）適用講習です 山口労働局長登録番号 139 号

コース		受講資格（18 歳以上の方） ○印のいずれかに該当すれば可	日数	受講料（円） （テキスト代・消費税込）
名称	時間			
第 1 部	1 9 H	○下記資格のない方（免除なし）	3	2 5, 9 0 0
第 2 部	1 5 H	○クレーン運転士免許所持者 ○移動式クレーン運転士免許所持者 ○小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ○床上操作式クレーン運転技能講習修了者	2. 5	2 0, 6 0 0
第 4 部	1 6 H	○玉掛けの補助作業（吊上げ荷重が 1 トン以上の場合） で実務経験 6 ヶ月以上（事業主証明が必要）	3	2 1, 6 0 0
第 5 部	1 5 H	○玉掛け特別教育修了者で、吊上げ荷重が 1 トン未満 のクレーン等の玉掛け業務に 6 ヶ月以上従事した経 験を有する方（事業主証明が必要）	2. 5	2 0, 6 0 0

講習開始時間 8 時 30 分

※2019 年 10 月 1 日からの受講料です。ご確認の上お申し込みください。

受講資格と受講料

山口県管工事協同組合連合会建機教習センター

技 能 講 習

●小型移動式クレーン運転技能講習（定員 20 名） 修了証即日交付
※人材開発支援助成金（旧 建設労働者確保育成助成金）適用講習です 山口労働局長登録番号 138 号

コース		受講資格（18 歳以上の方） ○印のいずれかに該当すれば可	日数	受講料（円） （テキスト代・消費税込）
名称	時間			
第 1 部	2 0 H	○下記資格のない方（免除なし）	3	3 9, 5 0 0
第 2 部	1 6 H	○クレーン運転士免許所持者○玉掛け技能講習修了者 ○床上操作式クレーン運転技能講習修了者	3	3 2, 1 0 0
第 3 部	1 7 H	○車両系建設機械（基礎工所用）運転技能講習修了者 ○建設機械施工技士免許所持者	3	3 4, 3 0 0
第 4 部	1 9 H	○移動式クレーン、または玉掛け特別教育修了者で 実務経験 6 ヶ月以上（事業主証明が必要）	3	3 7, 5 0 0

講習開始時間 8 時 30 分（講習最終日）8 時 00 分

●高所作業車運転技能講習（定員 20 名） 修了証即日交付
※人材開発支援助成金（旧 建設労働者確保育成助成金）適用講習です 山口労働局長登録番号 129 号

コース		受講資格（18 歳以上の方） ○印のいずれかに該当すれば可	日数	受講料（円） （テキスト代・消費税込）
名称	時間			
第 3 部	1 4 H	○大型特殊、普通、準中型、中型、大型自動車免許所持者 ○車両系建設機械(整地等解体)運転技能講習修了者 ○フォークリフト運転技能講習修了者	2	3 8, 1 0 0
第 2 部	1 2 H	○移動式クレーン運転士免許所持者 ○小型移動式クレーン運転技能講習修了者	2	3 6, 0 0 0

講習開始時間 8 時 30 分

●フォークリフト運転技能講習（定員 20 名）修了証即日交付
※人材開発支援助成金 適用外の講習です 山口労働局長登録番号 130 号

コース		受講資格（18 歳以上の方） ○印のいずれかに該当すれば可	日数	受講料（円） （テキスト代・消費税込）
名称	時間			
第 3 部	3 1 H	○普通、準中型、中型、大型自動車免許所持者	4	3 3, 7 0 0
第 2 部	1 1 H	○大型特殊自動車免許所持者 ○普通、中型、大型自動車免許所持者で、 フォークリフト特別教育修了して、 運転経験 3 ヶ月以上の方(事業主証明が必要)	2	2 1, 4 0 0
第 1 部	3 5 H	○上記の資格のない方（免除なし）	5	3 9, 8 0 0

講習開始時間（講習初日）8 時 30 分（講習 2, 3 日目、最終日）8 時 00 分